

悪質商法・振り込め詐欺が市内・県内で多発中!



<事案1> 新手口の劇場型「振り込め詐欺」が横行!

「インフルエンザにかかって声が変わった。電話番号が変わったから登録してほしい。」と息子から電話があった。翌日、「不倫相手を妊娠させてしまったので、相手方の夫と話してほしい。」と泣きつかれたため、指定された番号に電話をかけた。夫と名乗る者から「示談したい。現金を指定した口座へ、今すぐ振り込むよう指示を受けた。後日、騙されていることに気がついた。

◆今回の事案は、卒業者名簿を手に入れ、実名を名乗って信用させています。また複数の人物が登場し、相手を不安に追い込み、そのうえで早期の金銭による示談を持ちかける手口です。今年に入って、すでに市内で3件、約900万円の被害報告を受けています。お金を請求されても決してすぐに振り込まず、家族や親戚、警察に相談しましょう。

<事案2> ひとり暮らしの高齢者が今、危ない!



昼間、見知らぬ業者がやって来て「床下の無料点検をしませんか」と勧誘。「無料」と言われ、安易に了解したところ、30分後に床下から出てきた業者は「シロアリがいるので、このまま放置すれば家が傾く」と「シロアリ駆除や防湿工事」の契約を促した。数週間後、別の業者がやって来て「この家は通気性が悪い」と不安を煽らせ「床下換気扇工事」を契約、その後も、次々とリフォーム契約を繰り返し、気がつけば数ヶ月間で1000万円を越える契約をした。『これらの改修工事は、必要だったのか』疑わしい。◆悪質業者同士は常に連携しており、個人情報筒抜けになる恐れがあります。この事案では、最初の訪問販売業者を安易に家に入れたことが原因です。玄関に訪問販売「お断りシール」を貼り、不意に訪問されても「いらない」と断りましょう。また、不審な業者が高齢者宅へ出入りするのを見かけたら、すばやい家族等への声かけをお願いします。



<事案3> 便利なネットショッピング、苦情が急増!

自宅でパソコンや携帯電話を操作していたら「ネットショッピング」サイトにたどりついた。デザインや色柄が気に入った洋服を見つけたので注文した。2週間後、送られてきた洋服を手にとったところ、イメージしていた商品とは異なり、気に入らず、業者に返品を申し出たが「返品できない」と言われ「不満」との苦情が増加しています。

◆この業者のホームページには『サイズ違い、または不良品以外は返品できません。』の返品規程に関する表示がありました。(返品規定の表示がない場合は、商品到着後8日以内は消費者の送料負担で返品が可能です。) ネットショッピングには、クーリングオフは適用されませんので購入される場合、必ず返品規定の有無を確認しましょう。

◎「あれ?おかしいな」と思ったら契約前に、消費生活センターまでお問合せ下さい。

【問い合わせ先】

◆草津市役所 生活安心課(消費生活センター) 電話 077-561-2353